

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水戸市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

水戸市長

## 公表日

令和5年7月5日

## I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務において取り扱う。
③システムの名称	臨時特別給付金システム、特別定額給付金システム、生活保護システム、宛名管理システム、共通基盤システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1.受給者ファイル、2..支払ファイル、3.所得ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)別表第一の101の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令でさだめる事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)」第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)  (別表第二における情報提供の根拠) 提供情報なし  (別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の121の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第59条の4 「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経第425号) (情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版後に可能となる予定。それまでの暫定的な措置として、「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続を転用)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	水戸市役所 福祉部福祉総務課
②所属長の役職名	福祉総務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 総務部総務法制課 電話番号 029-232-9116
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市役所 福祉部福祉総務課 電話番号 029-232-9169

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[ 基礎項目評価書 ]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[ ○ ] 自己点検	[ ] 内部監査	[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月6日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 提供情報なし</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の121の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第59条の4 「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の 事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経第425号) (情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト 改版後に可能となる予定。それまでの暫定的な措置として、「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続を転用)</p>	<p>番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 提供情報なし</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 別表第二の121の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)」第59条の4 「子育て世帯への臨時特別給付(令和3年度補正予算分)及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の 事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応について」(令和3年12月22日付け府政経第425号) (情報提供ネットワークシステム及び情報連携関係システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト 改版後に可能となる予定。それまでの暫定的な措置として、「高額障害児通所給付費の支給決定」の事務手続を転用)</p>	事後	
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 1.対象人数	いつ時点の計数か 令和4年1月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和4年6月6日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か 令和4年1月1日時点	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和5年7月5日	I 関連情報 1 特定個人情報を取り扱う事務 ② 事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務において取り扱う。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」及び「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務において取り扱う。	事後	
令和5年7月5日	II しきい値判断項目 1.対象人数	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和5年6月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。
令和5年7月5日	II しきい値判断項目 2.取扱者数	いつ時点の計数か 令和4年5月1日時点	いつ時点の計数か 令和5年6月1日時点	事後	記載要領の変更に伴う修正のため重大な変更には当たらない。